

告 示

埼玉県選管告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年六月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地	老人ホーム
			老人ホーム
社会福祉法人厚生会 特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンター（ユニット型）	埼玉県川口市大字西新井 宿千百九十三番地一	埼玉県川口市大字西新井 宿千百九十三番地一	老人ホーム
社会福祉法人厚生会 特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンター（従来型）	埼玉県川口市大字西新井 宿千百九十三番地一	埼玉県川口市大字西新井 宿千百九十三番地一	老人ホーム